

事務連絡

平成27年8月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

妥結率の報告について

平成26年度診療報酬改定において、医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から、保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）及び保険薬局において、妥結率の実績を毎年10月に各地方厚生（支）局へ報告することとしたところです。（別添参照）

当該報告の結果、報告年度の4月1日から9月30日までの妥結率の実績が50%以下の場合は、当年11月1日から翌年10月31日までの間、初診料、再診料、外来診療料又は調剤基本料について、それぞれ診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一の区分「A000 初診料」の注4、「A001 再診料」の注2、「A002 外来診療料」の注4又は別表第三の区分「00 調剤基本料」の注6の所定点数を算定することとしたところです。

このため、各地方厚生（支）局におかれては、妥結率の実績を平成27年10月31日までに報告するよう、管内の許可病床数が200床以上である病院及び保険薬局に対して、改めて周知願います。

また、妥結率の報告に関する疑義を別紙のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「妥結率の報告について」（平成26年10月3日付け保険局医療課事務連絡）については廃止します。



	質問	回答
1	10月1日以降に新規指定となった保険医療機関等は、翌年10月31日まで妥結率の低い保険医療機関等としてみなされないこととなっているが、4月1日から9月30日までの新規指定については、どのように取り扱えば良いか。	4月1日に新規指定となった場合は、4月1日から9月30日の実績を10月に報告することになり、4月2日から9月30日に新規指定となった場合は、当該年度の報告は不要であり、翌年10月31日まで妥結率が低いとはみなされない。なお、来年度以降は報告が必要となることに留意すること。
2	4月から9月の妥結率を報告するにあたり、保険医療機関等が個人から法人に組織変更した場合や、保険医療機関が増床し、200床以上の保険医療機関になった場合の取扱いはどのようなになるのか。	組織変更や増床以前の妥結率と以降の妥結率（4月から9月分）をまとめて報告する。 なお、10月以降に増床した場合には、来年度以降の報告となる。
3	報告書への添付資料として、保険医療機関等と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等、妥結率の根拠となる資料の提出が必要となるが、妥結率の根拠となる資料として、契約書の写しのみ添付すれば良いのか。	添付資料としては、契約書の写しのみで差し支えない。ただし、妥結率の根拠となる詳細な資料として、保険医療機関等と卸売販売業者が取引した医薬品の薬価総額とその内訳、そのうち妥結した品目と合計が分かる資料については、地方厚生（支）局等からの求めに応じて保険医療機関等は速やかに提出できるようにしておくこと。（詳細な資料は保険医療機関等で保管しなくても、求めに応じて取引先の卸売販売業者等から当該資料を速やかに入手して提出することでも差し支えない。）
4	報告書への添付資料について、契約書の取交わしがない場合どのようにすればよいのか。	例えば取引のある卸売販売業者ごとに、卸売販売業者と保険医療機関等の両者が押印により、妥結率の報告対象となる期間において価格が変更されることがない旨証明する書類をもって、契約書の写しに替えることができるものとする。
5	複数の保険医療機関等を開設している法人等において、卸売販売業者と当該本部又は本社が直接契約している場合、契約書の写し等妥結率の根拠となる資料の添付及び報告書に係る金額・妥結率の記載はどのようなになるのか。	妥結率の報告は保険医療機関等ごとに行うものであり、妥結率は実際に保険医療機関等と卸売販売業者が取引（本部又は本社から調達したものを含む）した医薬品の価格、妥結状況から算出する。 また、本部又は本社と卸売販売業者間での契約に係る資料も、保険医療機関等ごとの妥結率の状況が分かる資料であれば、妥結率の根拠となる資料として差し支えない。
6	公益的な側面から地域の備蓄拠点として機能している地区薬剤師会立の会営薬局との少量の取引においても、妥結率の根拠となる資料が必要となるか。	当該薬局と妥結率を報告する保険薬局間の取引に限り、薬価総額とそのうち妥結した総額を証明する書類（この場合は、妥結率を報告する保険薬局の押印のみで良いものとする）を添付することで差し支えない。ただし、当該薬局と妥結率を報告する保険薬局が取引した医薬品の薬価総額の内訳、そのうち妥結した品目と合計が分かる資料については、地方厚生（支）局等からの求めに応じて妥結率を報告する保険薬局は速やかに提出できるようにしておくこと。（詳細な資料は妥結率を報告する保険薬局で保管しなくても、求めに応じて取引先の会営薬局から当該資料を速やかに入手して提出することでも差し支えない。）

※ 保険医療機関等とは、保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る）及び保険薬局を指す。

【別添】

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知）（粹）

別添 1 診療報酬点数表に関する事項

＜初診料＞

区分 A000 初診料

- (10) 「注 4」に規定する保険医療機関において、医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から、毎年 9 月末日においても妥結率が低い状況のまま、初診を行った場合は、「注 4」の所定点数を算定する。

妥結率が低い保険医療機関とは、妥結率の実績が 50 %以下の保険医療機関をいう。妥結率の実績の計算期間は、報告年度の当年 4 月 1 日から 9 月 30 日とし、当該期間の妥結率の実績が基準を上回る場合には、11 月 1 日から翌年 10 月 31 日まで妥結率が低い保険医療機関とはみなされない。ただし、報告年度の当年 10 月以降に新規に保険医療機関に指定された医療機関においても、翌年 10 月 31 日まで妥結率が低い保険医療機関とはみなされない。

なお、妥結とは、取引価格が決定しているものをいう。ただし、契約書等の遡及条項により、取引価格が遡及することが可能な場合には未妥結とする。また、価格は決定したが、支払期間が決定していないなど、取引価格に影響しない契約状況が未決定の場合は妥結とする。

※ 妥結率の計算については、下記のとおりとする。

妥結率＝ 卸売販売業者（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 34 条第 3 項に規定する卸売販売業者をいう。）と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）／当該保険医療機関において購入された薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額

- (11) 妥結率の割合は、「別紙様式 35」により、毎年 10 月に地方厚生（支）局長へ報告すること。なお、平成 26 年度改定後、最初の報告は平成 26 年 10 月に行い、(10)の取扱いについては、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。
- (12) (11)に規定する報告の際には、保険医療機関と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を併せて提出すること。

妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

当該保険医療機関において購入された薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）（①）	円
卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）（②）	円
妥結率 （②／①）%	%

[記載上の注意]

- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の薬価総額を報告年度の10月中に報告すること。報告しない200床以上の保険医療機関は、妥結率の低い保険医療機関とみなされることに留意すること。
- 3 保険医療機関と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

別添 3 調剤報酬点数表に関する事項

＜調剤技術料＞

区分 00 調剤基本料

- (12) 医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から、毎年 9 月末日においても妥結率が低い状況のまま、調剤を行った場合は、「注 6」の所定点数を算定する。

妥結率が低い保険薬局とは、妥結率の実績が 50 %以下の保険薬局をいう。妥結率の実績の算定期間は、報告年度の当年 4 月 1 日から 9 月 30 日とし、当該期間の妥結率の実績が基準を上回る場合には、11 月 1 日から翌年 10 月 31 日まで妥結率が低い保険薬局とはみなされない。ただし、報告年度の当年 10 月 1 日以降に新規に保険薬局に指定された薬局においても、翌年 10 月 31 日まで妥結率が低い保険薬局とはみなされない。

なお、妥結とは、取引価格が決定しているものをいう。ただし、契約書等の遡及条項により、取引価格が遡及することが可能な場合には未妥結とする。また、価格は決定したが、支払期間が決定していないなど、取引価格に影響しない契約状況が未決定の場合は妥結とする。

※ 妥結率の計算については、下記のとおりとする。

妥結率＝ 卸売販売業者(薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 34 条第 3 項に規定する卸売販売業者をいう。)と当該保険薬局との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）／当該保険薬局において購入された薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額

- (13) 妥結率の割合は、「別紙様式 1」により、毎年 10 月に地方厚生（支）局長へ報告する。なお、平成 26 年度改定後、最初の報告は平成 26 年 10 月に行い、(12)の取扱いについては、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。
- (14) 保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

届出に係る調剤基本料の 区分 (いずれかに○を付す)	() 調剤基本料 (特例除外を含む。)	(妥結率 50% 超)
	() 調剤基本料の妥結率特例	(妥結率 50% 以下)
	() 調剤基本料の特例 (イ又はロ)	(妥結率 50% 超)
	() 調剤基本料の特例 (イ又はロ) の妥結率特例	(妥結率 50% 以下)

当該保険薬局において購入された薬価基準に収載されている 医療用医薬品の薬価総額 (各医療用医薬品の規格単位数量 × 薬価を合算したもの) (①)	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた 薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額 (各医療用 医薬品の規格単位数量 × 薬価を合算したもの) (②)	円
妥結率 (② / ①) %	%

[記載上の注意]

- 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価 (薬価基準) 別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 「①」及び「②」については、報告年度の当年 4 月 1 日から 9 月 30 日の薬価総額を報告年度の 10 月中に報告すること。報告しない場合は、妥結率の低い保険薬局とみなされることに留意すること。
- 保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。